

厚生連吉田訪問看護ステーション運営規程

（事業の目的）

第一条 厚生連吉田総合病院は地域の中核病院として果たすべき役割に則り、地域住民のニーズに応え在宅ケアの支援をするために訪問看護事業・介護予防訪問看護事業（以下「訪問看護事業」という）を行う。

2. この事業は介護保険法及び老人保健法、医療法等の基本理念に基づき、疾病又は負傷等により要介護状態になった場合において、その利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようその療養生活を支援し、心身の機能の維持、回復を目指すことを目的に当事業所の看護師等が訪問して看護を提供する。

（運営の方針）

第二条 訪問看護事業の実施にあたっては関係市町、地域の保健、医療、福祉サービス関連機関との連携をはかり協力と理解のもとに適切な運営をはかるものとする。

2. 事業者は運営会議を設置し事業の運営上必要な事項を適時協議する。

（事業所の名称等）

第三条 訪問看護事業を行う名称及び所在地は、次のとおりとする。

（ア）名 称：厚生連吉田訪問看護ステーション

（イ）所在地：広島県安芸高田市吉田町吉田 3 6 6 6

（職員の職種、員数、職務内容）

第四条 厚生連吉田訪問看護ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

（1）管理者：看護師 1 名（常勤）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。また、管理者不在の際は訪問看護ステーション管理者代行がその任を担う。

（2）訪問看護師：看護職員 2.5 名（常勤換算）以上とする。看護師等は、指定訪問看護（介護予防訪問看護）の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第五条 厚生連吉田訪問看護ステーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

（1）営業日：通常月曜日から金曜日までとする。

ただし国民の祝日、12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く。

（2）営業時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

（3）緊急連絡先：営業日・営業時間等は携帯電話での電話対応とする。

（通常の事業の実施地域）

第六条 通常の事業の実施地域は安芸高田市とする。

(訪問看護の提供方法)

第七条 訪問看護の提供方法は次の通りとする。

- (1) 訪問看護の開始については、訪問看護指示書の他、居宅サービス計画書、もしくは介護予防サービス計画書に沿って、看護師等のアセスメント及び利用者の意思決定に基づき、訪問看護計画書を作成し、訪問看護を実施する。
- (2) 利用者に主治医がいない場合は、訪問看護ステーションから地域包括支援センターや地域の医師会に主治医の選定および調整を依頼する。

(訪問看護の内容)

第八条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 症状、障害、全身状態の観察
- (2) 身体の清潔の保持
- (3) 褥瘡の処置及び予防
- (4) 食事の援助
- (5) 排泄の援助
- (6) 機能訓練及び援助
- (7) ターミナルケア
- (8) カテーテル等の管理及び交換
- (9) 療養生活や介護方法の指導
- (10) その他医師の指示による医療的処置

(緊急時における対応方法)

第九条 看護師等は訪問看護実施中に利用者の病状急変、その他緊急事態が生じた場合は速やかに主治医に連絡し適切な処置を行う。主治医の連絡が困難な場合は救急搬送等の必要な処置を講ずる。

2. 看護師等は前項についてしかるべき処置をした場合は速やかに主治医、管理者に報告する。

3. 管理者は内容により事業者速やかに報告する。

(利用料等)

第十条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領によらない場合においても、利用料の額は、介護保険及び関係法令並びに厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額とする。

2. 指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、介護保険および関係法令並びに厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額とする。

3. 医療保険で次条に定める通常の事業に要する交通費は、自動車を使用した場合、

1 キロメートル当たり 40 円を徴収する。なお事前に利用者又はその家族に対して説明を行い、同意を得たうえで、実費を徴収する。

4. 前 3 項の利用者の支払いを受けた時には、利用者又はその家族に対し、利用料とそのほかの利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

5. 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文章で説明した上で、その内容を及び支払いに同意する旨の文章に署名（記名押印）を受けるものとする。

6. 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の内容、費用、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（利用料の請求・支払方法）

第十一条 利用料は利用月毎の合計金額を翌月請求する。支払方法は原則として口座振替とし、特別な事情がある場合は支払指定口座への振り込み、若しくは、吉田総合病院会計窓口にて支払いとする。また、正当な理由がないにもかかわらず、利用月から 2 カ月以上遅延し、さらに支払の督促の 14 日以内に支払が無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分を徴収する。

（契約書）

第十二条 訪問看護を開始するにあたりあらかじめ利用者や家族に対しその趣旨の理解を得ておくと同時に当事業所の居宅サービス契約書 2 部作成し 1 部は利用者、1 部は当事業所が保管する。

（看護師等の勤務体制）

第十三条 勤務体制は通常の営業時間内とする

（事故発生時の対応）

第十四条 看護師等が訪問看護の提供により事故が発生した場合は速やかに主治医、利用者の家族、管理者、市町村、利用者の係わる居宅介護支援事業所に連絡するとともに迅速に必要な処置を講じる。

2. 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

（苦情処理）

第十五条 当事業所は利用者やその家族からの相談窓口を置き、いつでも対応できる体制をとっておく。

2. 当事業所は提供した訪問看護に関する利用者からの苦情に迅速、適切に対応する。また市町村からの照会や調査に協力するとともに、指導助言を受けた場合はそれに従って必要な改善を行う。

(個人情報取り扱いについて)

第十六条 利用者又は家族の個人情報について「個人情報保護の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努める。

2. 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第十七条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 指針の整備
- (2) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (3) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (4) その他虐待防止のために必要な措置
- (5) 虐待を防止する対策を検討する委員会の定期的な開催、結果の周知
- (6) これらを担当する担当者の選任

2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束に関する事項)

第十八条 事業所は、利用者の身体拘束について次のとおりとする。

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行わない
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保)

第十九条 事業所は、適切な訪問看護事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されること（以下、ハラスメント）を防止するために次の措置を講ずる。

- (1) ハラスメントを防止するための従業員に対する研修の実施
- (2) 相談窓口の設置とその周知

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第二十条 事業所は、感染症の発生及びまん延等を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 指針の整備
- (2) 委員会の開催
- (3) 研修・訓練の実施

(業務継続計画（BCP）の策定)

第二十一条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するために次の措置を講ずる。

- (1) 業務継続計画の策定
- (2) 研修・訓練の実施

(オンラインツール等を使用した会議の開催)

第二十二条 利用者又はその家族の同意がある場合、サービス担当者会議及び入院中のカンファレンスをテレビ電話装置等（オンラインツール）を活用して行うことができるものとする。その際、個人情報の適切な取り扱いに留意することとする。

(その他)

第二十三条 訪問看護ステーションは社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るための研究、研修の機会を設け、又、勤務体制を整備する。

2. 職員は業務上知り得た秘密を保持する。

3. サービス担当者会議等において利用者及びその家族の個人情報を用いる場合はあらかじめ文書をもって同意を得る。

4. 利用者は、当事業所に対して保存されるサービス提供記録の閲覧並びに複写物の交付を請求することができる。

付 則

この規程に定める事項の他運営に関する重要事項は広島県厚生農業協同組合連合会と協議して定める。

○この規程は令和8年7月1日から施行とする。